

特集

経営者保証に関する ガイドラインの概要 について



経営者保証に関するガイドライン研究会
座長 小林 信明
(長島・大野・常松法律事務所 パートナー)

中小企業や小規模事業者の経営者による個人保証(経営者保証)には、経営者への規律付けや信用補完として中小企業の資金調達の円滑化に寄与する面がある一方で、保証後において、経営者による思い切った事業展開や、経営が窮境に陥った場合における早期の事業再生等の着手を阻害する要因となるなど、保証契約時・履行時等において様々な課題が存在するという指摘がなされてきた¹。

このような状況に鑑み、平成25年8月に「経営者保証に関するガイドライン研究会」が日本商工会議所と全国銀行協会を事務局として組織され、さらに金融・商工団体の関係者、法務・会計の専門家、学識経験者等や、中小企業庁、金融庁等の関係省庁等もオブザーバーとして参画し、精力的に議論を重ねたうえで、同年12月5日に、「経営者保証に関するガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)および同ガイドラインに関するQ&Aが策定、公表され、平成26年2月に、ガイドラインの適用が開始された。

本年2月でガイドラインの適用が開始され、1年を経過したが、経営者保証に依存しない融資の実行や既存の保証契約の解除については、着実に適用件数も増えている状況である。一方、保証債務の整理については、まだ実績件数も少ない状況²ではあるものの、準則型私的整理手続(中小企業再生支援協議会等の支援による「経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務の整理手順」³や、日本弁護士会連合会によるガイドラインに対応した特定調停スキームの利用手引⁴、地域経済活性化支援機構における特定支援業務⁵)が整備されており、今後、実績も着実に増えていくことが期待される。

本稿では、ガイドラインの内容について概観する。

1 ガイドラインの特徴

(1) 本ガイドラインの構成

本ガイドラインは、大きくは、「保証契約時等の課題への対応」(4項~6項)と「保証債務の整理(履行時)の課題への対応」(7項)の2つの柱で構成されている。

(2) 本ガイドラインの位置づけ

本ガイドラインは、経営者保証における合理的な保証契約の在り方等を示すとともに主たる債務の整理局面における保証債務の整理を公正かつ迅速に行うための準則で、法的拘束力はないものの、主たる債務者、保証人及び対象債権者による、自主的自律的なルールとして遵守され尊重されることが期待されている。また、主たる債務者、保証人及び対象債権者は、本ガイドラインに基づく保証契約の締結、保証債務の整理等における対応について誠実に協力することとされているとともに、本ガイドラインに基づく保証債務の

整理は、公正衡平を旨とし、透明性を尊重することとされている。

2 保証契約締結時の対応

日本の中小企業は8割強が経営者保証をつけているとのアンケート調査結果⁶も公表されているが、ガイドラインは、まず保証契約締結時について、中小企業が過度な個人保証に依存しない金融のあり方を示している。

(1) 中小企業に求められる対応

中小企業が経営者保証に依存せずに円滑に資金調達できるようにしていくためには、まずは中小企業の経営実態を改善する必要があるとして、中小企業は、①企業と経営者との関係の明確な区分・分離、②財務基盤の強化、③財務状況の明確な把握、適時適切な情報開示等による経営の透明性確保等、経営改善に努めることが重要であるとしている。

(2) 金融機関に求められる対応

金融機関も、上記(1)の3条件が全てクリアできなくとも、経営者保証に依存しない融資を一層促進するために、①停止条件又は解除条件付保証契約、②ABL(動産・売掛金担保融資)、③金利の一定の上乗せ等の経営者保証の機能を代替する融資手法のメニューの充実を図るよう努めるとともに、中小企業において上記の①～③の要件が将来にわたって充足すると見込まれるときは、経営者保証を求めない可能性や代替的な融資手法を活用する可能性を検討することとしている。

(3) 既存の保証契約の解除の対応

保証契約の締結時の対応とは別に、既存の保証契約を解除する場合の対応もガイドラインの6項で記載している。

具体的には、中小企業において経営の改善が図られたこと等により、中小企業及び保証人から既存の保証契約の解除等の申入れがあった場合は、対象債権者は申入れの内容に応じて、改めて、経営者保証の必要性や適切な保証金額等について、真摯かつ柔軟に検討を行うとともに、その検討結果について主たる債務者及び保証人に対して丁寧かつ具体的に説明することとされている。

さらに、現在、中小企業の経営者の高齢化による事業承継の問題が指摘されているが、中小企業では後継者を選ぶ際に、子息に事業を引き継ぐとしても高額の経営者保証を子息に引き継ぎたくないということもあるし、優秀な従業員に経営を引き継ぐとしても、当該従業員は経営者保証をそのまま引き継ぐと、事業に失敗したときは、自分の資産はなくなる懸念もあるということで、経営者保証がネックになって事業承継が円滑に進まないということも問題として指摘されている。

そこで、ガイドラインにおいては、事業承継時に、前経営者に係る既存の保証契約を解除するためには、前経営者は、実質的な経営権・支配権を有していないことを対象債権者に示すために、中小企業の代表者から退くとともに、支配株主等に留まることなく、実質的にも経営から退くこと(併せて、当該法人から報酬等を受け取らないこと)、前経営者が、主たる債務者から社会通念上適切な範囲を超える借入等を行っていることが認められた場合は、これを返済することなど、事業承継が円滑に行われやすくするための考え方を整理している。

(4) 経営者保証を求めなかった事例等

金融庁が公表した「[経営者保証に関するガイドライン]の活用に係る参考事例集」(以下「事例集」という)には、経営者保証に依存しない融

資事例として、「経営管理の強化に取り組んでいる取引先に対して経営者保証を求めなかった事例」、「保全不足ではあるが、経営者保証を求めなかった事例」、「適時適切な情報開示が実現したため経営者保証を求めなかった事例」等が、既存の保証契約の解除事例や事業承継等により既存の保証契約を解除した事例として「保証契約の期限到来に伴い、経営者保証を解除した事例」や「事業承継に際し、元社長の保証契約を解除した事例」、「当社との関係がなくなった前経営者の保証を解除した事例」等が掲載されているので、中小企業および金融機関ともに、これらの事例集を参考にして取り組んでいただきたい。

3 保証債務整理時の対応

次に、ガイドラインのもう一つの柱である保証債務整理時の対応である。

(1) 一時停止等の要請

対象債権者である金融機関に本ガイドラインの適用を要請する場合には、原則、主たる債務者、保証人及び支援専門家(弁護士、税理士、公認会計士等)が連名で書面により、すべての対象債権者に同時に要請し、かつ手続申立て前から債務の弁済等が誠実で、対象債権者とは良好な取引関係が構築されているという要件を満たすこととしている。また、対象債権者もガイドラインの適用の要請があった場合には、誠実かつ柔軟に対応することとされている。

(2) 保証債務の履行基準

本ガイドラインでは、保証債務の履行に際して、保証人の手元に残すことのできる残存資産の範囲についての考え方を示しており、対象債権者は、必要に応じ支援専門家とも連携しつつ、次のような点を総合的に勘案して決定することとされている。

- イ) 保証人の保証履行能力や保証債務の従前の履行状況
- ロ) 主たる債務が不履行に至った経緯等に対する経営者たる保証人の帰責性
- ハ) 経営者たる保証人の経営資質、信頼性
- ニ) 経営者たる保証人が主たる債務者の事業再生、事業清算に着手した時期等が事業の再生計画等に与える影響
- ホ) 破産手続における自由財産(破産財団に属しないとされる財産)の考え方や、民事執行法に定める標準的な世帯の必要生計費の考え方の整合性

(3) 残存資産の範囲

弁済原資にしなくともよい資産を残存資産というが、残存資産には、まず①自由財産がある。これは、債務者が破産しても弁済原資にならなくてよい財産があるという考え方である。さらに、もう一つ、自由財産に加え、②一定の経済合理性⁷が認められる場合、債務者の資産として残し得るものがあると考えられ、ガイドラインでは、自由財産以上の資産を残すことを認めている。なぜ、自由財産以上の資産を認めるかという点、中小企業の安定した事業継続や事業清算後の新たな事業の開始等に向けたインセンティブとして一定期間の生計費⁸に相当する額や華美でない自宅⁹等を当該保証人の残存資産に含めることを検討することとしている。

(4) 保証債務の一部履行後に残存する保証債務の取扱い

ガイドラインでは、対象債権者は、次の全ての要件を充足する場合には、保証人からの保証債務の一部履行後に残存する保証債務の免除要請について誠実に対応することとされている。

- イ) 保証人は、全ての対象債権者に対して、保証人の資力に関する情報を誠実に開示し、開示した情報の内容の正確性について表明保証を行うこととし、支援専門家は、対象債権者からの求めに応じて、当該表明保証の適正性についての確認を行い、対象債権者に報告すること
- ロ) 保証人が、自らの資力を証明するために必要な資料を提出すること
- ハ) 主たる債務及び保証債務の弁済計画が、対象債権者にとっても経済合理性が認められるも

のであること

- 二) 保証人が開示し、その内容の正確性について表明保証を行った資力の状況が事実と異なることが判明した場合（保証人の資産の隠匿を目的とした贈与等が判明した場合を含む）には、免除した保証債務及び免除期間分の延滞利息も付した上で、追加弁済を行うことについて、保証人と対象債権者が合意し、書面での契約を締結すること

(5) 保証債務の整理事例

事例集には、「中小企業再生支援協議会を活用して保証債務を整理した事例」、「事業再生ADRを活用して保証債務を整理した事例」及び「主債務の民事再生手続の終結後に保証債務を整理した事例」等が掲載されている。個々の事例によって残存資産の範囲は変わってくるが、これらの事例には「華美でない自宅」が残ったケースや一定の生計費に相当する額が残ったケース等が記載されているので参考としていただきたい。

4 おわりに

本ガイドラインは、平成26年2月1日から適用されているが、本ガイドラインの活用で、債権者・債務者双方に信頼性と透明性が生まれ、良好な関係が維持される可能性が高まるとともに、「日本再興戦略」に明記されているように、中業企業の創業、事業展開や事業承継、事業再生等がより一層促進され、中小企業の活力が引き出されることとなり、ひいては日本経済の活性化に寄与することになることを期待している。

¹ 中小企業庁・金融庁主催の中小企業における個人保証等の在り方研究会が取りまとめた報告書を参照。

² 金融庁から「「経営者保証に関するガイドライン」の活用に係る参考事例集」が公表されている。
<http://www.fsa.go.jp/news/26/ginkou/20141225-1.html>

³ <http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/saisei/2014/140512saisei.htm>を参照。

⁴ <http://www.nichibenren.or.jp/news/year/2014/141226.html>を参照。

⁵ <http://www.revic.co.jp/business/specific6.html>を参照。

⁶ 中小企業庁による「中小企業における個人保証等の在り方研究会参考データ集」を参照。
<http://www.chusho.meti.go.jp/koukai/kenkyukai/kojinhosho/2013/130502sankou.pdf>

⁷ 経済合理性については、主たる債務と保証債務とを一体として判断することとしており、例えば、再生型手続の場合、①主たる債務及び保証債務の弁済計画（案）に基づく回収見込額の合計金額と②現時点において主たる債務者および保証人が破産手続を行った場合の回収見込額の合計金額とを比較して、①が②を上回る場合には、一定の経済合理性があると判断する。このように主たる債務と一体として判断することになるため、主たる債務を整理した後に保証債務の整理について申し出たとしても、経済合理性の判断ができないため、残存資産を残せないこととなるので留意が必要。

⁸ 一定期間の生計費については、標準的な生計費（33万円）×雇用保険の給付期間（90～330日）を参考。

⁹ 華美でない自宅については、自宅が店舗を兼ねており資産の分離が困難な場合等、安定した事業継続等のために必要となる華美でない自宅は回収見込額の増加額を上限として残存資産に含めることも考えられる。これに該当しない自宅については、処分・換価する代わりに当該資産の「公正な価額」に相当する額を分割弁済することも考えられる。

保証債務の整理における対応

中小企業や経営者の対応

(GL7項、8項(5)
Q&A7-1 ~ 32、8-5)

本ガイドラインの対象となり得る保証人

- ① 主たる債務者が中小企業で、保証人が原則、中小企業の経営者であること等の要件を充足
- ② 主たる債務者が法的整理手続又は準則型私的整理手続^(※)の申立を同時に行うか、係属中若しくは終結していること
- ③ 本ガイドラインを利用するほうが主たる債務及び保証債務の破産手続による配当よりも多くの回収を得られる見込みがあるなど、対象債権者にとっても経済的な合理性が期待される場合
- ④ 保証人に破産法に定める免責不許可事由が生じていないこと

※中小企業再生支援協議会による再生支援スキーム、事業再生ADR、私的整理ガイドライン、特定調停等

一時停止等の要請

- ① 原則、主たる債務者、保証人、支援専門家連名で書面により要請
- ② 全ての対象債権者に同時に要請
- ③ 手続申立て前から債務の弁済等が誠実で、対象債権者とは良好な取引関係が構築されていること

主債務と保証債務の一体整理を
図る場合は、原則、準則型私的整
理手続を利用

金融機関の対応

①保証人の手元に残す資産(残存資産)の範囲:

対象債権者としても一定の経済合理性が認められる場合には、自由財産に加え、経営者の安定した事業継続等のため、一定期間の生計費^(※1)に相当する額や華美でない自宅^(※2)等を当該保証人の残存資産に含めることを検討

※1 一定期間の生計費：標準的な生計費(月額33万円)×雇用保険の給付期間(90-330日)を参考

※2 華美でない自宅：自宅が店舗を兼ねており資産の分離が困難な場合等、安定した事業継続等のために必要となる華美でない自宅は残し、これに該当しない自宅についても、処分・換価する代わりに当該資産の価値相当額の分割弁済による対応も検討

②保証債務の弁済計画

- ・保証債権者を対象に、保証人が所有する資産(残存資産を除く)を処分・換価して弁済
- ・資産を処分しない場合は価値相当額の分割弁済を原則5年以内で許容

③保証債務の免除

保証人による開示情報の正確性の表明保証等の要件充足を前提とし、残存する保証債務の免除要請について誠実に対応

【信用情報機関への登録】

弁済計画が合意に至った時点、又は、分割弁済の場合は残債完済時点で、「債務履行完了」として登録し、信用情報登録機関への事故情報の登録は行わない

※経営者が引き続き経営に携わることに経済合理性が認められる場合は、これを許容